

(5) 広域防災拠点開設時のチェックリスト

進出・活動拠点 初動対応チェックリスト
〈施設管理者用〉

【発災当初】

- 施設の鍵を開ける。(時間外に発災の場合)
- 施設の被害状況等を把握する。
 - 敷地・建物の状況(地割れ、建物の傾き、天井の落下、段差の発生等)
 - 電気・水道・ガス等のライフラインの状況
 - 施設の設備状況(本部スペース、トイレ、通信の状況)
 - 職員の被災状況 など
- 施設の被害状況や施設職員の被災状況等を勘案し、広域防災拠点として使用の可否を決定する。
- 施設の被害状況や広域防災拠点としての使用の可否、担当者(連絡先を含む)等について、管轄する地方局(地方本部)の防災担当部局へ報告する。
- 指定管理等の施設の場合は、併せて、施設を所有する県または市町の担当部局にも報告する。

【拠点として使用可能と判断】

- 進出・活動拠点に必要な資機材を準備する。
 - 拠点に備蓄している資機材
 - 通信機器(一般電話、携帯電話、防災無線等)
 - 文房具一式
 - 用紙
 - その他必要なもの など
- 拠点運営に協力できる施設職員を選任する。(発災当初は、多くの業務が見込まれるため、できるだけ多くの職員を選任することが望ましい。)
- 地方本部から派遣される連絡員と協力し、受け入れる部隊の情報(人数や車両数等)を確認し、拠点として使用する区画を決める。
- 部隊の進入経路や動線を検討し、必要に応じ、張り紙や立入禁止のコーン等を設置する。
- 近隣の道路状況や交通規制の状況について、可能な範囲で情報を収集する。(近隣にヘリの離発着が可能な敷地や部隊の上陸が可能な港湾等がある場合は、併せて確認)
- 拠点の運営は、救援・救助機関が行うが、上記以外に必要な資機材等があれば、連絡員を通じ、県本部及び地方本部へ要請する。
- 対応に必要な人員が不足する場合は、連絡員を通じ、県本部及び地方本部へ要請する。

物資拠点 初動対応チェックリスト
〈施設管理者用〉

【発災当初】

- 施設の鍵を開ける。(時間外に発災の場合)
- 施設の被害状況を把握する。
 - 敷地・建物の状況(地割れ、建物の傾き、天井の落下、段差の発生等)
 - 電気・水道・ガス等のライフラインの状況
 - 施設の設備状況(本部スペース、トイレ、通信の状況)
 - 職員の被災状況 など
- 施設の被害状況や施設職員の被災状況等を勘案し、広域防災拠点として使用の可否を決定する。
- 施設の被害状況や広域防災拠点としての使用の可否、担当者(連絡先を含む)等について、管轄する地方局(地方本部)の防災担当部局へ報告する。
- 指定管理等の施設の場合は、併せて、施設を所有する県または市町の担当部局にも報告する。

【拠点として使用可能と判断】

- 物資拠点に必要な資機材を準備する。
 - 拠点に備蓄している資機材
 - 通信機器(一般電話、携帯電話、防災無線等)
 - 文房具一式
 - 用紙
 - その他必要なもの など
- 拠点運営に協力できる施設職員を選任する。(発災当初は、多くの業務が見込まれるため、できるだけ多くの職員を選任することが望ましい。)
- 地方本部から派遣される広域物資拠点对策班の職員と協力し、受け入れる物資の情報(品目や数量等)を確認し、拠点として使用する区画を決める。
- 地方本部職員等が宿泊できるスペースを確保する。
- 地方本部職員と、支援物資の搬入・搬出経路や品目ごとの保管場所、保管場所への動線等を検討し、必要に応じ、張り紙や立入禁止のコーン等を設置する。
- 近隣の道路状況や交通規制の状況について、可能な範囲で情報を収集する。(近隣にヘリの離発着が可能な敷地や物資の荷揚げ等が可能な港湾等がある場合は、併せて確認)
- 上記以外に必要な資機材等があれば、地方本部へ要請する。
- 対応に必要な人員が不足する場合は、地方本部へ要請する。